

滋賀県告示第 596 号より関係部分を抜粋

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、滋賀県漁業調整規則（令和 2 年滋賀県規則第 103 号）第 4 条第 1 項第 7 号に規定する追さで網漁業の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定める。

令和 3 年 11 月 26 日

滋賀県知事 三日月 大造

1 制限措置

漁業種類	船舶等の数 または漁業 者の数	船舶の 総トン 数	推進機 関の馬 力数	操 業 区 域	漁業 時期	漁業を営む者 の資格
追さで網漁業	1 者	—	—	彦根市松原町地先（彦根港から矢倉川まで）の琵琶湖岸	周年	彦根市に住所を有する者
追さで網漁業	2 者以下	—	—	長浜市地先の琵琶湖岸のうち、長浜市木之本町山梨子地先から西浅井町月出地先および長浜市西浅井町菅浦地先（葛籠尾崎）から西浅井町大浦地先までの区域	周年	長浜市に住所を有する者
追さで網漁業	1 者	—	—	長浜市地先の琵琶湖岸のうち、長浜市下坂浜町地先（下坂浜浄水場北側）から長浜市南浜町地先（南浜漁港）までの区域	周年	長浜市に住所を有する者
追さで網漁業	1 者	—	—	高島市地先の琵琶湖岸のうち、高島市マキノ町海津地先（二本松水泳場南側）からマキノ町西浜地先（奥琵琶湖マキノグランドパークホテル）までの区域	周年	高島市に住所を有する者
追さで網漁業	2 者以下	—	—	高島市地先の琵琶湖岸のうち、高島市マキノ町西浜地先（奥琵琶湖マキノグランドパークホテル）からマキノ町大沼地先（大沼川）までの区域	周年	高島市に住所を有する者
追さで網漁業	1 者	—	—	高島市地先の琵琶湖岸のうち、高島市今津町深清水地先（大沼川南側）から新旭町饗庭地先（林照寺川）までの区域	周年	高島市に住所を有する者
追さで網漁業	1 者	—	—	米原市地先および長浜市地先の琵琶湖岸のうち、米原市朝妻筑摩地先（エクシブ琵琶湖）から長浜市下坂浜町地先（下坂浜浄水場南側）までの区域および河川（天野川）	周年	米原市に住所を有する者

追さで網漁業	1者	—	—	長浜市地先の琵琶湖岸のうち、長浜市南浜町地先(南浜水泳場)から長浜市安養寺町地先までの区域および河川	周年	長浜市に住所を有する者
追さで網漁業	1者	—	—	河川(芹川、犬上川および愛知川)	周年	滋賀県に住所を有する者
追さで網漁業	1者	—	—	河川(鴨川)	周年	滋賀県に住所を有する者

2 申請期間 令和3年11月26日から令和3年12月25日まで